

やっぱり、 労働組合があつてこそ

職場での労基法違反をなくすためには、①違反を見逃さない権利点検闘争を行うこと、②仲間が誘い合つて労働組合に加入することが大切です。組合員になって使用者と交渉することで労働条件の大幅な改善をはかることが出来ます。

労基法には、「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」(第2条②)と規定されています。改悪された労働法制を職場に持ち込ませないために「労働条件の変更は、労組と事前に協議し、同意を得た上で実施すること」との確認を労働協約にして交わすことで、労働条件の不利益変更を許さない確かな歯どめにする事が出来ます。

労働協約は「職場の憲法」であり、ヨーロッパでは「協約なくして労働なし」がスローガンになっています。確認書でもメモでも、当事者の署名あるいは押印のあるものはすべて労働協約として有効です。

ひとりの
権利も
みんなで
守ろう



人間らしく生き、働くために 改定「労働基準法」「労働者派遣法」

知って、ただかおう

労働者を解雇
できなくなつた
労基法
第18条②



学習用テキスト